

電子申請の手順

令和5年7月3日 Ver.1.1

目次

◆電子申請の流れ	1 ページ
1.利用準備（電子証明書の要否確認～パソコン環境の設定）	2 ページ
2.申請書の作成と提出	4 ページ
3.別送書類、返信用封筒の送付（申請書のほかに郵送する物がある場合）	17 ページ
4.申請書の補正（提出した申請書の補正を行う場合）	18 ページ
5.申請書の取り下げ（提出した申請書の取り下げを行う場合）	18 ページ
◆お問い合わせ	19 ページ
【付録1】 手続分野分類について	20 ページ
【付録2】 総合通信局等のご案内	21 ページ
【付録3】 保存した申請データの引用方法	23 ページ
【付録4】 電子申請手続一覧	24 ページ

※画面はマニュアル用のイメージとしてご覧ください。

（一部マスキングの表示があります）

◆電子申請の流れ

【申請作成～提出までの流れ】

1. 利用準備（P2～）

- ・ 電子証明書の要否確認
- ・ アカウントの準備
- ・ ブラウザの設定
- ・ e-Gov 電子申請アプリケーションのインストール

2. 申請書の作成と提出(P4～)

3. 別送書類、返信用封筒の送付（P17）

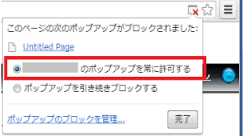
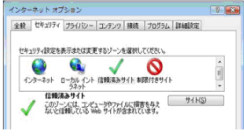
【提出後必要に応じて対応が必要な事項】

4. 申請書の補正（P18）

5. 申請書の取り下げ（P18）

1. 利用準備

No.	画面	確認事項												
1	 e-GOV 電子申請 トップ 電子申請について 利用準備 手続検索 ヘルプ e-Govポータル > いつでも、どこでも申請 仕事を効率化するe-Gov電子申請 ログイン e-Govを初めてお使いの方へ	電子申請サービスのトップを開きます。 ◆電子申請サービスのトップ https://shinsei.e-gov.go.jp												
2	 e-GOV 電子申請 トップ 電子申請について 利用準備 手続検索 ヘルプ e-Govポータル > いつでも、どこでも申請 仕事を効率化するe-Gov電子申請 ログイン e-Govを初めてお使いの方へ	e-Gov 電子申請トップページの「<u>利用準備</u>」をクリックします。 ※既に利用準備がお済みの方は、No.7 の手順へ進んでください。												
3	電子証明書が必要か確認します 以下の一覧表をもとに、ご利用になる手続で電子証明書が必要か確認しましょう。 必要な場合、ご利用の手続に対応している認証局の証明書を取得してください。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>関係する手続のカテゴリー</th><th>手続名称</th><th>証明書の要否について</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">社会保険関係手続</td><td>「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届」 「健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届」など</td><td rowspan="3">これら手続の電子申請には、電子証明書が必要です。 利用できる電子証明書の種類と取得方法については、電子証明書のご案内をご確認ください。</td></tr> <tr> <td>「年金加入記録照会・年金見込額試算」</td></tr> <tr> <td>雇用保険関係手続</td><td>「雇用保険被保険者資格取得届」 「雇用保険高年齢雇用継続給付の申請」など</td></tr> <tr> <td>労働保険関係手続</td><td>「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書」など</td><td></td></tr> </tbody> </table> ※gBizIDプライム、gBizIDメンバーの場合、原則として電子申請対象手続所管行政機関の指定により、電子署名を省略できることがあります。 一覧表にない手続を確認（手続検索へ）	関係する手続のカテゴリー	手続名称	証明書の要否について	社会保険関係手続	「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届」 「健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届」など	これら手続の電子申請には、電子証明書が必要です。 利用できる電子証明書の種類と取得方法については、 電子証明書のご案内 をご確認ください。	「年金加入記録照会・年金見込額試算」	雇用保険関係手続	「雇用保険被保険者資格取得届」 「雇用保険高年齢雇用継続給付の申請」など	労働保険関係手続	「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書」など		対象の手続に電子証明書が必要か確認してください。 各手続の電子証明書の要否については、「<u>一覧表にない手続を確認（手続検索へ）</u>」より検索いただくか、「【付録4】電子申請手続一覧」をご覧ください。
関係する手続のカテゴリー	手続名称	証明書の要否について												
社会保険関係手続	「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届」 「健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届」など	これら手続の電子申請には、電子証明書が必要です。 利用できる電子証明書の種類と取得方法については、 電子証明書のご案内 をご確認ください。												
	「年金加入記録照会・年金見込額試算」													
雇用保険関係手続	「雇用保険被保険者資格取得届」 「雇用保険高年齢雇用継続給付の申請」など													
労働保険関係手続	「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書」など													

4	パソコン環境の設定を行います 1 アカウントの準備 e-Gov電子申請を利用する際のアカウントを準備します。 e-Govアカウントの登録をするか、G.bizID、または他認証サービスのアカウントが利用できます。 e-Govで使えるアカウントサービス <table border="1"> <thead> <tr> <th>サービス名</th><th>概要</th><th>アカウントの登録方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>e-Govアカウント</td><td>e-Govサービス共通のアカウントで利用できるアカウントです。 e-Govアカウントを登録の際は、事前にe-Govアカウント利用規約をご確認ください。 アカウントの登録方法はヘルプページよりe-Govアカウントの登録方法をご確認ください。</td><td>e-Govアカウントは以下より登録してください。 ・e-Govアカウントを登録</td></tr> <tr> <td>G.bizID</td><td>G.bizIDは、1つのID・パスワードで様々な法人向け行政サービスにログインできるサービスです。 G.bizIDから属性情報を取得し、電子申請の基本情報として利用できます。G.bizID利用時の注意事項</td><td>G.bizIDをお持ちでない方は、以下より登録してください。 ・G.bizID</td></tr> <tr> <td>Microsoftアカウント</td><td>左記のサービスのアカウントもログインアカウントとして利用できます。</td><td>Microsoftアカウントをお持ちでない方は、以下より登録してください。 ・Microsoftアカウント</td></tr> </tbody> </table>	サービス名	概要	アカウントの登録方法	e-Govアカウント	e-Govサービス共通のアカウントで利用できるアカウントです。 e-Govアカウントを登録の際は、事前に e-Govアカウント利用規約 をご確認ください。 アカウントの登録方法はヘルプページより e-Govアカウントの登録方法 をご確認ください。	e-Govアカウントは以下より登録してください。 ・ e-Govアカウントを登録	G.bizID	G.bizIDは、1つのID・パスワードで様々な法人向け行政サービスにログインできるサービスです。 G.bizIDから属性情報を取得し、電子申請の基本情報として利用できます。 G.bizID利用時の注意事項	G.bizIDをお持ちでない方は、以下より登録してください。 ・ G.bizID	Microsoftアカウント	左記のサービスのアカウントもログインアカウントとして利用できます。	Microsoftアカウントをお持ちでない方は、以下より登録してください。 ・ Microsoftアカウント	パソコン環境の設定を行います。 ① アカウントの準備 「e-Gov アカウントの登録方法」より登録方法をご確認の上、 「e-Gov アカウントを登録」よりアカウントの登録を行ってください。 ※G Biz ID、Microsoft アカウントを利用する場合、本手順は不要になります。手順 No5 へ進んでください。
サービス名	概要	アカウントの登録方法												
e-Govアカウント	e-Govサービス共通のアカウントで利用できるアカウントです。 e-Govアカウントを登録の際は、事前に e-Govアカウント利用規約 をご確認ください。 アカウントの登録方法はヘルプページより e-Govアカウントの登録方法 をご確認ください。	e-Govアカウントは以下より登録してください。 ・ e-Govアカウントを登録												
G.bizID	G.bizIDは、1つのID・パスワードで様々な法人向け行政サービスにログインできるサービスです。 G.bizIDから属性情報を取得し、電子申請の基本情報として利用できます。 G.bizID利用時の注意事項	G.bizIDをお持ちでない方は、以下より登録してください。 ・ G.bizID												
Microsoftアカウント	左記のサービスのアカウントもログインアカウントとして利用できます。	Microsoftアカウントをお持ちでない方は、以下より登録してください。 ・ Microsoftアカウント												
5	2 ブラウザの設定 ブラウザの設定を確認し、必要な方は設定を行います。 ポップアップブロックの解除 ブラウザのポップアップブロックを解除します。 ブロックが有効のまま利用すると、正しく画面が表示されない場合があります。  設定手順を確認 信頼済みサイトへの登録(Internet Explorer 11の場合のみ) 本サイトを「信頼済みサイト」に登録します。 未登録のまま利用すると、警告メッセージ等が表示される場合があります。  設定手順を確認	②ブラウザの設定 「設定手順を確認」より手順をご確認の上、 ・ポップアップブロックの解除 ・信頼済みサイトへの登録 (IE11 の場合のみ) を行ってください。												
6	3 アプリケーションのインストール e-Gov電子申請アプリケーションをインストールします。 なお、インストールには、管理者アカウントが必要です。 Windows版 macOS版 e-Gov電子申請アプリケーションのダウンロード (Windows版) インストール手順を確認 (Windows版) e-Gov電子申請アプリケーションのダウンロード (mac OS版) インストール手順を確認 (mac OS版) 準備が出来たらマイページへ お使いのパソコンが Windows の場合は こちら マイページへ (e-Gov電子申請アプリケーション起動) お使いのパソコンが macOS の場合は こちら	③アプリケーションのインストール 「インストール手順を確認 (Windows 版)」より手順をご確認の上、 「e-Gov 電子申請アプリケーションのダウンロード(Windows 版)」をクリックしてインストールを行ってください。 ※macOS の場合は、macOS 版の手順を確認、インストールしてください。												

2. 申請書の作成と提出

No.	画面	確認事項
7	 e-Gov 電子申請アプリケーション	PC にインストールした e-Gov 電子申請アプリケーションを起動してください。
8	e-Govアカウントログイン 	アカウントの準備で設定したメールアドレス、パスワードを入力し「<u>ログイン</u>」をクリックします。 G ビズ ID または Microsoft アカウントをお持ちの方は、「G ビズ ID でログイン」または「Microsoft でログイン」をクリックすることで既にお持ちのアカウントでログイン可
9		「 <u>手続検索</u> 」をクリックします。

10

④ 手続名称から探す

検索 ①

手続分野分類から探す

刑事警察	行政機関個人情報保護	健康・医療	雇用・労働
社会保障	情報公開	年金	福祉・介護
厚生労働	安全・安心	エネルギー・環境	対外経済
中小企業	ものづくり	国土交通	気象
環境	対外取引	電気通信行政 ②	

所管行政機関から探す

国家公安委員会・警察庁	総務省 ③	財務省	厚生労働省
経済産業省	国土交通省	環境省	

※実際の画面イメージと異なる場合がございます。

以下①～③のいずれかの方法で対象の手続を検索してください。

①「手続名称から探す」で直接手続名称を入力して検索。

②「手続分野分類から探す」より「電気通信行政」をクリックして検索。

③「所管行政機関から探す」より「総務省」をクリックして検索。

さらに詳細な分類を指定したい場合は、本手順末尾の「【付録1】手続分野分類について」をご参照の上、次の画面で中分類、小分類を検索条件として指定してください。

※なお「電気通信行政」は大分類に該当します。

11

e-GOV 電子申請

お問合せ ヘルプ

マイページ | 手続検索 | 手続ブックマーク | 申請案件一覧 | メッセージ | 基本情報管理

手続検索結果一覧

検索条件

手続名称

手続分野分類

大分類 中分類 小分類

検索

中略

学校等認定の申請書

電子署名必要 GビズID電子署名省略可

ブックマーク 申請書入力へ

<< < 5 / 6 > >>

手続検索結果一覧より、対象の手続名称をクリックします。

12	 「<u>申請書入力へ</u>」をクリックします。 こちらから記入例や別添書類のダウンロードを行ってください。	
13	 「<u>申請者情報を設定</u>」をクリックします。 * 連絡先情報についても、「申請者情報」の部分で「連絡先情報」に読み替えてNo.14～19 と同様の手順で設定してください。 ※G ビズ ID でログインしている場合は、自動的に情報が設定されます。	
14	 「<u>個人</u>」または「<u>法人</u>」を選択します。	

申請者情報

申請者の情報を入力してください。

必須

法人番号

法人情報自動入力

半角数字で入力してください。

必須

法人・団体の名称

電子申請株式会社

全角で入力してください。

必須

法人・団体の名称のフリガナ

デンシシンセイカブシキガイシャ

全角カタカナで入力してください。

必須

代表者氏名

代表

太郎

全角で入力してください。

必須

代表者氏名のフリガナ

ダイヒョウ

タロウ

全角カタカナで入力してください。

任意

役職名

担当

全角で入力してください。

任意

部門名称

総務部

全角で入力してください。

任意

部門名称のフリガナ

ソウムブ

全角カタカナで入力してください。

必須

郵便番号

住所自動入力

日本国外の住所を入力する場合は、"000-0000"を入力してください。なお、日本国外の住所を入力する際には、住所自動入力機能は利用できません。住所1以降の入力欄に直接記入してください。

必須

都道府県名

全角で入力してください。

必須

都道府県名のフリガナ

全角カタカナで入力してください。

必須

住所1(市区町村、行政区及び町名番地)

全角で入力してください。

必須

住所1フリガナ

全角カタカナで入力してください。

任意

住所2(ビル名、建物名、マンション名等)

中央合同庁舎第2号館

全角で入力してください。

任意

住所2フリガナ

チュウオウゴウドウショウシャダイニゴウカン

全角カタカナで入力してください。

必須

電話番号

半角数字で入力してください。

任意

FAX番号

12

-

3456

-

7890

半角数字で入力してください。

任意

電子メールアドレス

☒ この申請者情報を次回も使うために登録する

キャンセル

内容を確認

申請者情報を入力し、
「内容を確認」をクリックしま
す。

※入力エラーがある場合はエラ
ー内容が表示されますので、表
示に従って修正してください。

申請者情報入力内容確認

入力内容を確認し、「設定」ボタンを押してください。

個人/法人	法人
法人番号	
法人・団体の名称	電子申請株式会社
法人・団体の名称のフリガナ	デンシシンセイカブシキガイシャ
代表者氏名	代表 太郎
代表者氏名のフリガナ	ダイヒョウ タロウ
役職名	担当
部門名称	総務部
部門名称のフリガナ	ソウムブ
郵便番号	
都道府県名	
都道府県名のフリガナ	
住所1(市区町村名、行政区及び町名番地)	
住所1フリガナ	
住所2(ビル名、建物名、マンション名等)	
住所2フリガナ	
電話番号	
FAX番号	
電子メールアドレス	
この申請者情報を次回も使うために登録する	登録する

修正

設定

入力内容に誤りがなければ、
「設定」をクリックします。

※誤りがある場合は「修正」をクリックし、No. 15～16 の手順に沿って修正してください。

17

申請者情報入力完了

申請者情報を登録しました。

申請者情報選択へ

「申請者情報選択へ」をクリック
します。

18

申請者情報選択

申請者の情報を選択してください。追加・編集もできます。

選択中

個人/法人	法人名	氏名・代表者氏名	住所		
法人	電子申請株式会社	代表 太郎		編集	選択解除

登録情報

絞り込み

1件

<< < 1 / 1 > >>

表示件数 20

追加

個人/法人	法人名	氏名・代表者氏名	住所		
法人	電子申請株式会社	代表 太郎		編集	選択中

<< < 1 / 1 > >>

キャンセル

設定

設定した申請者情報が選択中
となっていることを確認し、
「設定」をクリックします。

19	2. 学校等認定の申請書／学校等認定の申請書 申請・届出に関する事項を入力してください。 複数の様式を提出する場合は、左の様式一覧から様式を切り替えてください。 申請する様式一覧 必須 学校等認定の申請書 プレビュー 学校認定申請書 令和 5 年 4 月 1 日 総務大臣 殿 住所等 学校名等 電子大学 代表者名 代表太郎 無線従事者規則（平成2年郵政省令第18号）の規定に基づく認定を受けたいので、同規則第14条により下記のとおり申請します。 記	申請・届出に関する事項を入力してください。
20	添付書類 提出する書類がある場合、添付してください。 必須 学校認定申請書（別添） 書類を添付 提出先選択 提出先の機関を選択してください。 必須 提出先 関東総合通信局 提出先を選択 キャンセル 申請データを保存 一時保存して中断 内容を確認	添付書類がある場合は、「<u>書類を添付</u>」をクリックします。

21

添付書類追加
申請に必要な書類を添付してください。
添付可能ファイル拡張子: [doc, pdf, xls, zip]

必須
書類名: 学校認定申請書 (別添)
提出形式: ☒ 添付 ☐ 別送

こちらにファイルをドラッグアンドドロップして指定できます

ファイル名/URL:
ファイルサイズ: KB/102400KB

☐ 任意 ☐ この書類を提出
書類名: その他の資料
提出形式: ☒ 添付 ☐ 別送

こちらにファイルをドラッグアンドドロップして指定できます

ファイル名/URL:
ファイルサイズ: KB/102400KB

ファイルサイズ合計: 0KB

「こちらにファイルをドラッグ
アンドドロップして指定できま
す」の部分に直接ファイルをドラ
ッグアンドドロップするか、
「参照」をクリックしてファイル
を選択します。

添付ファイルのサイズが10MBを
超える場合はファイル分割して添
付願います。「追加」をクリックす
ることで添付ファイルを設定する
枠を追加することが可能です。

22

添付書類追加
申請に必要な書類を添付してください。
添付可能ファイル拡張子: [doc, pdf, xls, zip]

必須
書類名: 学校認定申請書 (別添)
提出形式: ☒ 添付 ☐ 別送

こちらにファイルをドラッグアンドドロップして指定できます

ファイル名/URL:
ファイルサイズ: 189.3KB/102400KB

☐ 任意 ☐ この書類を提出
書類名: その他の資料
提出形式: ☒ 添付 ☐ 別送

こちらにファイルをドラッグアンドドロップして指定できます

ファイル名/URL:
ファイルサイズ: KB/102400KB

ファイルサイズ合計: 189.3KB

ファイル名/URL に選択したフ
ァイルが設定されていることを
確認し、「添付」をクリックしま
す。

※エラーがある場合はエラー内
容が表示されますので、表示に
従って修正してください。

※ファイル名は設定されている
書類名と同一にしてください、
ファイル名の文字数上限によ
り設定できない場合は、上限に
収まるようファイル名を省略
し設定ください。

☐ 任意 ☐ この書類を提出
書類名: 返信用封筒 (許可状郵送受取希望の場合)
提出形式: ☒ 別送 ☐ 添付

こちらにファイルをドラッグアンドドロップして指定できます

ファイル名/URL:
ファイルサイズ: KB/102400KB

ファイルサイズ合計: 0KB

別送書類に指定されている書類の
場合は、ファイルの添付はできま
せん。

No.35 の手順をご参照の上、別途
提出先の総合通信局等へ郵送して
ください。

23	添付書類 提出する書類がある場合、添付してください。 必須 学校認定申請書（別添） 学校認定申請書（別添）.pdf 書類を添付	添付書類が設定されていることを確認します。
24	提出先選択 提出先の機関を選択してください。 必須 提出先 関東総合通信局 提出先を選択	「 <u>提出先を選択</u> 」をクリックします。
25	添付書類 提出する書類がある場合、添付してください。 必須 学校認定申請書（別添） 学校認定申請書（別添）.pdf 書類を添付 提出先選択 大分類（都道府県など）から順に提出先を選択してください。 選択によっては中分類および小分類は存在しないことがあります。 大分類 関東総合通信局 ▼ 中分類 ▼ 小分類 ▼ キャンセル 設定	大分類のプルダウンの「 <u>v</u> 」をクリックします。
26	添付書類 提出する書類がある場合、添付してください。 必須 学校認定申請書（別添） 学校認定申請書（別添）.pdf 書類を添付 提出先選択 大分類（都道府県など）から順に提出先を選択してください。 選択によっては中分類および小分類は存在しないことがあります。 選択しなさい 関東総合通信局 東海総合通信局 北陸総合通信局 近畿総合通信局 中国総合通信局 四国総合通信局 九州総合通信局 東北総合通信局 北海道総合通信局 沖縄総合通信事務所 キャンセル 設定	提出する総合通信局等を選択します。 提出先については本手順末尾の「【付録2】総合通信局等のご案内」の「管轄都道府県」をご参照ください。
27	提出先選択 提出先の機関を選択してください。 必須 提出先 関東総合通信局 提出先を選択	選択した提出先が設定されていることを確認します。

申請書入力	申請内容確認	提出完了
-------	--------	------

申請書入力

基本情報を選択し、申請・届出様式に必要な事項を入力してください。

1. 基本情報

未設定・変更する場合には、それぞれ設定ボタンを押してください。

申請者情報

必須

申請者情報を設定

法人名	電子申請株式会社
申請者氏名	代表 太郎
住所	

連絡先情報

必須

連絡先情報を設定

法人名	連絡株式会社
連絡先氏名	連絡先 太郎
住所	

2. 学校等認定の申請書／学校等認定の申請書

申請・届出に関する事項を入力してください。
複数の様式を提出する場合は、左の様式一覧から様式を切り替えてください。

申請する様式一覧

プレビュー

必須

学校等認定の申請書

学校認定申請書

令和 5 年 4 月 1 日

総務大臣 殿

中略

添付書類

提出する書類がある場合、添付してください。

書類を添付

必須

学校認定申請書（別添）

学校認定申請書（別添）.pdf

提出先選択

提出先の機関を選択してください。

提出先を選択

必須

提出先

関東総合通信局

キャンセル

申請データを保存

一時保存して中断

内容を確認

「内容を確認」をクリックします。

※入力エラーがある場合はエラー内容が表示されますので、表示に従って修正してください。

「申請データを保存」をクリックすると同じ入力内容が引用できるファイルが出力されますので、再提出等に備えてご活用ください。

【引用される情報】

- ・ 申請者情報
- ・ 連絡先情報
- ・ 申請・届出情報
- ・ 添付書類
- ・ 提出先

※保存した申請データの引用方法は本手順末尾の「【付録3】保存した申請データの引用方法」を確認ください。

中断する場合は「一時保存して中断」をクリックします。



申請内容確認

入力内容を確認し、「提出」ボタンを押してください。

基本情報

申請者情報

[詳細](#)

法人名	電子申請株式会社
申請者氏名	代表 太郎
住所	

連絡先情報

法人名	連絡株式会社
連絡先氏名	連絡先 太郎
住所	

手続名称

学校等認定の申請書／学校等認定の申請書

申請書提出対象一覧

申請書名称	学校等認定の申請書	プレビュー
-------	-----------	-----------------------

添付書類

学校認定申請書（別添）	学校認定申請書（別添）.pdf
-------------	-----------------

提出先

提出先	関東総合通信局
-----	---------

[修正](#)
[申請内容を出力\(PDF\)](#)
[提出](#)

入力内容に誤りがなければ、「提出」をクリックします。

30

申請書入力

申請内容確認

提出完了

提出完了

提出後の審査状況等はマイページの「申請案件一覧」から確認できます。
本画面で「申請書控えダウンロード」を行わない場合、以降申請書控えをダウンロードをすることはできませんので、ご注意ください。

申請情報

到達番号	1812023000001440	
到達日時	2023年4月17日 18時17分38秒	
法人名	電子申請株式会社	
申請者氏名	代表 太郎	
手続名称	学校等認定の申請書／学校等認定の申請書	ブックマーク
到達結果	到達	
所官府省	総務省	
提出先	関東総合通信局	
申請様式	学校等認定の申請書	
書類名	学校認定申請書（別添）.pdf	

マイページトップへ

申請書控えダウンロード

以上で提出は完了です。

申請書の控えについては「申請書控えダウンロード」をクリックしてダウンロードしてください。
※申請書控えはこの画面でしかダウンロードできませんので、必ずダウンロードしてください。

別送書類や返信用封筒の送付が必要な場合は、「到達番号」の同封が必要となるので、メモ・印刷をする等して忘れないよう控えてください。

控えが済んだら「マイページトップへ」をクリックします。

31

e-GOV 電子申請

前回ログイン 2023年4月13日 23:21 お問合せ ヘルプ

マイページ

手続検索

手続ブックマーク

申請案件一覧

メッセージ

基本情報管理

✉ 申請案件に関する通知
0件

🔔 手続に関するご案内
0件

📄 公文書
0件

📧 電子送達
0件

マイページへ戻り、「申請案件一覧」をクリックします。

32

e-GOV 電子申請

お問合せヘルプ

マイページ

手続検索

手続ブックマーク

申請案件一覧

メッセージ

基本情報管理

申請案件一覧

これまでに申請した案件の一覧です。

絞込条件

688件

<<<1 / 35>>>

表示件数20

到達日時

昇順降順

納付状況

納付待ち件数

補正通知件数

公文書等件数

到達

到達番号：1812023000001440

到達日時：2023年4月17日18時17分

電子申請株式会社

代表 太郎

学校等認定の申請書／学校等認定の申請書

対象の申請案件の到達番号をクリックします。

33

申請案件状況

申請情報

到達番号	1812023000001440
法人名	電子申請株式会社
申請者氏名	代表 太郎
手続名称	学校等認定の申請書／学校等認定の申請書
提出先組織	関東総合通信局

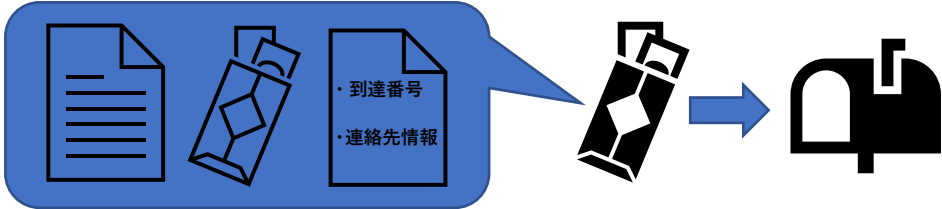
ステータス：到達

履歴一覧

到達／補正日	審査開始	審査終了	手続終了	申請取下げ
2023年4月17日 18時17分				

申請案件状況が表示されますので、審査状況等はこちらからご確認ください。

3. 別送書類、返信用封筒の送付

No.	画面	確認事項
34		別送書類もしくは返信用封筒を要する申請の場合は、必要な別送書類、返信用封筒とNo.31 の手順にて控えた「到達番号」、「連絡先情報(電話番号、メールアドレス等)」を同封し、提出先の総合通信局等宛てに郵送してください。 ※連絡先情報は到達番号の誤記等があった場合に連絡する用途で使します。

4. 申請書の補正

◆不備等で補正の必要がある場合、総合通信局等より電子メールもしくは電話等にて通知があります。その場合、総合通信局等の指示に従って補正した内容で再度申請を行ってください。

保存した申請データがある場合、本手順末尾の「【付録3】保存した申請データの引用方法」を確認し、申請データを引用することで再申請が容易になります。

なお、補正した内容で再度申請した場合は「到達番号」が変わりますので、提出先の総合通信局等へ電子メールもしくは電話等にて直接新しい「到達番号」をお伝えください。

※申請案件一覧、及び申請案件状況に表示されるステータス（「到達」「審査開始」等）について、補正前の電子申請のステータスは総合通信局等からの補正通知以降、更新されません。ご注意ください。

ステータス：到達					履歴一覧
到達／補正日	審査開始	審査終了	手続終了	申請取下げ	
2023年4月17日 18時17分					

5. 申請書の取り下げ

◆申請の取り下げを行う場合は、提出先の総合通信局等へ電子メールもしくは電話等にて直接取り下げの依頼を行ってください。その際、No.31 の手順にて控えた「到達番号」を併せてお伝えください。

（No.31 の手順にて「到達番号」を控えていない場合は、申請案件一覧より No.32～34 の手順にてご確認ください。）

※申請案件一覧、及び申請案件状況に表示されるステータス（「到達」「審査開始」等）について、取り下げた電子申請のステータスは取り下げ依頼以降、更新されません。ご注意ください。

ステータス：到達					履歴一覧
到達／補正日	審査開始	審査終了	手続終了	申請取下げ	
2023年4月17日 18時17分					

◆お問い合わせ

お問い合わせ先	お問い合わせ内容
提出先に選択した総合通信局等	申請内容に関するお問い合わせ 例1 入力項目に何を入力すればよいかわからない。 例2 正しく申請内容を入力しているはずなのにエラーになる。
e-Gov 利用者サポートデスク 050-3786-2225 <受付時間> ◆4月・6月・7月 平日:午前9時～午後7時 土日祝日:午前9時～午後5時 ◆5月・8～3月 平日:午前9時～午後5時 ※ 5月・8～3月の土日祝祭 日、年末年始(12月30日～1月 3日)は受付を休止しております	上記以外の e-Gov 電子申請の利用方法に関するお問い合わせ 例1 e-Gov 電子申請のパスワードが分からなくなった。 例2 e-Gov 電子申請アプリケーションの更新方法がわからない。 【e-Gov 利用者サポートデスク】 https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/contact ※お問合せの前に「ご利用ガイド、よくあるご質問 (FAQ)、お知らせ」をご確認ください。 ・ご利用ガイド https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/help/guide ・よくあるご質問 (FAQ) https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/help/faq/ ・お知らせ https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/news

【付録 1】 手続分野分類について

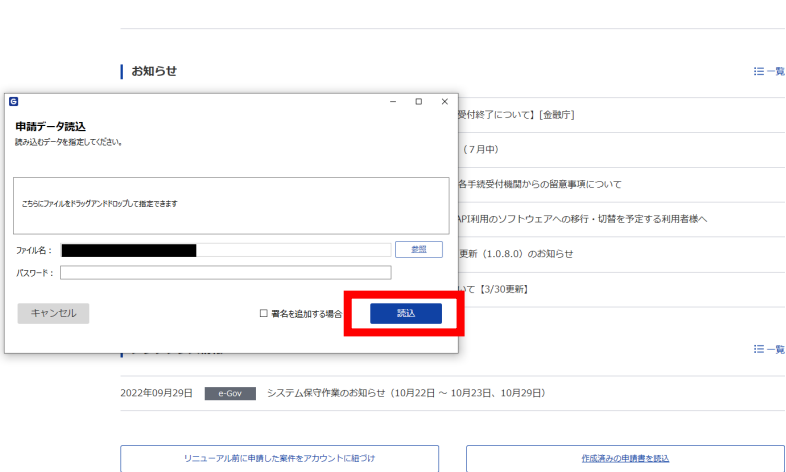
大分類	中分類	小分類
電気通信行政	電波法に関する法令等	無線従事者に関する手続き
		船舶局無線従事者に関する手続き
		学校等認定に関する手続き
		科目確認に関する手続き
		養成課程認定に関する手続き
		高周波利用設備に関する手続き
	電気通信事業法に関する法令等	電気通信資格に関する手続き
		電気通信番号に関する手続き
		電気通信事業に関する手続き
	放送法、有線電気通信法に関する法令等	有線一般放送に関する手続き

【付録 2】 総合通信局等のご案内

総合通信局等	所在地	管轄都道府県	HP
北海道総合通信局	〒060－8795 北海道札幌市北区北 8 条西 2 丁目 1－1 札幌第 1 合同庁舎	北海道	https://www.soumu.go.jp/soutsu/hokkaido/
東北総合通信局	〒980－8795 宮城県仙台市青葉区本町三丁目 2－23 仙台第 2 合同庁舎	青森県、岩手県、 宮城県、秋田県、 山形県、福島県	https://www.soumu.go.jp/soutsu/tohoku/
関東総合通信局	〒102－8795 東京都千代田区九段南 1 丁目 2 番 1 号 九段第 3 合同庁舎	茨城県、栃木県、 群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県	https://www.soumu.go.jp/soutsu/kanto/
信越総合通信局	〒380－8795 長野県長野市旭町 1108 長野第一合同庁舎	新潟県、長野県	https://www.soumu.go.jp/soutsu/shinetsu/
北陸総合通信局	〒920－8795 石川県金沢市広坂 2－2－60 金沢広坂合同庁舎	富山県、石川県、 福井県	https://www.soumu.go.jp/soutsu/hokuriku/
東海総合通信局	〒461－8795 愛知県名古屋市東区白壁 1－15－1 名古屋合同庁舎第 3 号館	岐阜県、静岡県、 愛知県、三重県	https://www.soumu.go.jp/soutsu/tokai/
近畿総合通信局	〒540－8795 大阪府大阪市中央区大手前 1 丁目 5 番 44 号 大阪合同庁舎第 1 号館	滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県	https://www.soumu.go.jp/soutsu/kinki/
中国総合通信局	〒730－8795 広島県広島市中区東白島町 19－36	鳥取県、島根県、 岡山県、広島県、 山口県	https://www.soumu.go.jp/soutsu/chugoku/

四国総合通信局	〒790－8795 愛媛県松山市味酒町 2 丁目 14 － 4	徳島県、香川県、 愛媛県、高知県	https://www.soumu.go.jp/soutsu/shikoku/
九州総合通信局	〒860－8795 熊本県熊本市西区春日 2 丁目 10 番 1 号	福岡県、佐賀県、 長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、 鹿児島県	https://www.soumu.go.jp/soutsu/kyushu/
沖縄総合通信事務所	〒900－8795 沖縄県那覇市旭町 1－9 カフー ナ旭橋 B 街区 5 階	沖縄県	https://www.soumu.go.jp/soutsu/okinawa/

【付録3】保存した申請データの引用方法

No.	画面	確認事項
1		「マイページ」最下部の「作成済みの申請書を読込」をクリックします。
2		「2. 電子申請の入力と提出」の手順 No29 で保存した申請データを選択し、「読込」ボタンをクリックします。
3	2. 学校等認定の申請書／学校等認定の申請書(開発事業者作成中) 申請・届出に関する事項を入力してください。 複数の様式を提出する場合は、左の様式一覧から様式を切り替えてください。 	「2. 電子申請の入力と提出」の手順 No29 で保存した申請の入力内容状態で申請・届出入力画面が表示されます。

【付録4】電子申請手続一覧

手続名称	電子証明書の要否	e-Gov 電子申請
	○：必要 ×：不要	手続情報ページリンク
学校等認定の申請書	○	こちら
学校等の認定の変更届	○	こちら
学校等認定に係る廃校等届	○	こちら
学校等の認定の取消申請書	○	こちら
科目内容確認申請書	×	こちら
学校名等変更届出書	○	こちら
学校（学科）等廃止届出書	○	こちら
科目確認取消申請書	○	こちら
無線従事者養成課程認定申請書	○	こちら
無線従事者養成課程変更申請書	○	こちら
無線従事者養成課程変更届	○	こちら
無線従事者養成課程廃止届	○	こちら
長期型養成課程認定申請書	○	こちら
長期型養成課程変更申請書	○	こちら
長期型養成課程変更届	○	こちら
長期型養成課程廃止届	○	こちら
認定講習課程認定申請書	○	こちら
認定講習課程変更申請書	○	こちら
認定講習課程変更届	○	こちら
認定講習課程廃止届	○	こちら
高周波利用設備許可申請	○	こちら
高周波利用設備許可申請（広帯域電力線搬送通信設備の申請）	○	こちら
高周波利用設備変更許可申請	○	こちら
高周波利用設備変更届	○	こちら
高周波利用設備許可承継届	○	こちら
高周波利用設備廃止届	○	こちら
高周波利用設備現状証明申請	○	こちら
高周波利用設備許可状訂正申請	○	こちら

手続名称	電子証明書の要否	e-Gov 電子申請
	○：必要 ×：不要	手続情報ページリンク
高周波利用設備許可状再交付申請	○	こちら
型式指定の申請	○	こちら
型式指定設計変更の承認の申請	○	こちら
型式指定を受けた者の氏名又は名称の変更届	○	こちら
型式確認届	○	こちら
電気通信番号使用計画の認定の申請	×	こちら
電気通信番号使用計画の変更の認定の申請	×	こちら
電気通信番号使用計画の変更の届出	×	こちら
電気通信番号を使用しない電気通信事業者になった旨の届出	×	こちら
電気通信事業の届出	×	こちら
電気通信役務の変更報告（届出電気通信事業者）	×	こちら
氏名等の変更届出（届出電気通信事業者）	×	こちら
電気通信事業の変更届出（届出電気通信事業者）	×	こちら
電気通信事業の全部休止届出（届出電気通信事業者）	×	こちら
電気通信事業の一部休止届出（届出電気通信事業者）	×	こちら
電気通信事業の全部廃止届出（届出電気通信事業者）	×	こちら
電気通信事業の一部廃止届出（届出電気通信事業者）	×	こちら
解散届出（届出電気通信事業者）	×	こちら
電気通信事業の承継届出（届出電気通信事業者）	×	こちら
認定電気通信事業の開始届出（届出電気通信事業者）	×	こちら
電気通信事業の届出（非営利届出事業者）	×	こちら
電気通信役務の変更報告（非営利届出事業者）	×	こちら
氏名等の変更届出（非営利届出事業者）	×	こちら
電気通信事業の変更届出（非営利届出事業者）	×	こちら
電気通信事業の全部休止届出（非営利届出事業者）	×	こちら
電気通信事業の一部休止届出（非営利届出事業者）	×	こちら
電気通信事業の全部廃止届出（非営利届出事業者）	×	こちら
電気通信事業の一部廃止届出（非営利届出事業者）	×	こちら
電気通信事業の承継届出書（非営利届出事業者）	×	こちら
電気通信事業の登録(登録電気通信事業者)	×	こちら

手続名称	電子証明書の要否	e-Gov 電子申請
	○：必要 ×：不要	手続情報ページリンク
電気通信事業の登録更新申請（登録電気通信事業者）	×	こちら
電気通信役務の変更報告（登録電気通信事業者）	×	こちら
氏名等の変更届出（登録電気通信事業者）	×	こちら
役員の変更報告（登録電気通信事業者）	×	こちら
電気通信事業の変更登録申請（登録電気通信事業者）	×	こちら
電気通信事業の変更届出（登録電気通信事業者）	×	こちら
電気通信事業の全部休止届出（登録電気通信事業者）	×	こちら
電気通信事業の一部休止届出（登録電気通信事業者）	×	こちら
電気通信事業の全部廃止届出（登録電気通信事業者）	×	こちら
電気通信事業の一部廃止届出（登録電気通信事業者）	×	こちら
解散届出（登録電気通信事業者）	×	こちら
電気通信事業の承継届出（登録電気通信事業者）	×	こちら
認定電気通信事業の開始届出（登録電気通信事業者）	×	こちら
有線一般放送の業務の登録の申請	×	こちら
登録一般放送事業者の業務開始の届出	×	こちら
登録一般放送事業者の業務休止の届出	×	こちら
登録一般放送事業者の業務休止期間の変更届出	×	こちら
登録一般放送事業者の変更登録の申請	×	こちら
登録一般放送事業者の変更届出	×	こちら
登録一般放送事業者の業務の承継の届出	×	こちら
登録一般放送事業者の業務の廃止の届出	×	こちら
登録一般放送事業者の解散の届出	×	こちら
再放送の役務の提供条件に関する契約約款の届出	×	こちら
再放送の役務の提供条件に関する契約約款の変更届出	×	こちら
登録一般放送事業者の事業計画書の変更届出	×	こちら
有線一般放送の業務開始の届出	×	こちら
有線電気通信設備設置届を要さない有線一般放送の業務開始の届出	×	こちら
届出一般放送事業者の変更届出	×	こちら
届出一般放送事業者の業務の承継の届出	×	こちら

手続名称	電子証明書の要否 ○：必要 ×：不要	e-Gov 電子申請 手続情報ページリンク
届出一般放送事業者の業務の廃止の届出	×	こちら
届出一般放送事業者の解散の届出	×	こちら
有線一般放送の設備の設置及び業務開始の届出	×	こちら
有線一般放送の設備設置及び業務開始届の変更届出	×	こちら
有線一般放送の設備及び業務の廃止の届出	×	こちら
有線電気通信設備の設置の届出	×	こちら
有線電気通信設備の変更の届出	×	こちら
有線電気通信設備の廃止の届出	×	こちら